

## 平成15年度地方債計画について

### 1 策定方針

平成15年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの特性を活かし相互に魅力を共有できる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域の振興、すべての人にやさしいまちづくり、環境と調和した循環型社会の形成、災害に強く安全な地域づくり等当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

### 2 概況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成15年度の地方債の総額は別表のとおり1兆8,845億円となり、前年度に比べて1兆9,606億円、11.9%の増となっている。

このうち、普通会計分は1兆5,718億円で、前年度に比べて2兆4,225億円、19.2%の増（臨時財政対策債及び減税補てん債を除いた場合は、8兆5,078億円で、前年度に比べて4,299億円、4.8%の減）となっている。

また、公営企業会計等分は3兆4,127億円で、前年度に比べて4,619億円、11.9%の減となっている。

（単位：億円、%）

区 分	平成15年度	平成14年度	増 減 額		増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
普通会計分	150,718	126,493	24,225		19.2
通常分	66,643	70,112	3,469		4.9
特別分	84,075	56,381	27,694		49.1
臨時財政対策債	58,696	32,261	26,435		81.9
減税補てん債	6,944	4,855	2,089		43.0
財源対策債	18,400	19,200	800		4.2
調整(不交付団体分)	35	65	30		46.2
公営企業会計等分	34,127	38,746	4,619		11.9
総 計	184,845	165,239	19,606		11.9
通常分	100,770	108,858	8,088		7.4
特別分	84,075	56,381	27,694		49.1

（注）1 「調整（不交付団体分）」は、国庫補助負担金の一般財源化等に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分である。

2 公営企業会計等分はすべて通常分である。

### 3 地方債計画の特色

#### (1) 臨時財政対策債の発行

通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債5兆8,696億円を計上している。

#### (2) 減税補てん債の発行

平成11年度の恒久的な減税及び平成15年度の先行減税による減収に対処するため、地方財政法第5条の特例として減税補てん債6,944億円を計上している。

#### (3) 建設地方債の増発

地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、一般事業債（公園緑地事業）、地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策債として1兆8,400億円を増額計上している。

#### (4) 地方単独事業の重点的・効率的な推進

地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保している。

##### 地域活性化事業の推進

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、所要額を確保している。

##### 合併特例事業の推進

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併重点支援地域において市町村が広域的に行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施を支援することとし、所要額を確保している。

##### 防災対策事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災システムのIT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、所要額を確保している。

臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の推進

地域活性化の基盤となる地方道、河川等の整備を推進するため、臨時地方道整備事業債（一般分）臨時河川等整備事業債（一般分）及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き95%とすることとし、その所要額を確保している。

官民一体となったふるさとづくりの推進

地方公共団体が地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援を得て民間事業活動に対し長期低利資金の供給等を行うための地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）の所要額を確保し、官民一体となったふるさとづくりを積極的に支援することとしている。

(5) 辺地及び過疎対策事業の確保

過疎地域の自立促進のための施策を推進するとともに、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及び過疎対策事業の所要額を確保している。

(6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

また、広域化、安全対策を積極的に推進するとともに、経営健全化への取組を支援することとしている。

なお、下水道事業のうち流域下水道事業等及び簡易水道事業については、事業年度における一般会計繰出しに代えて、臨時的に公営企業債を措置することとしている。

4 地方債資金の確保

地方債資金については、次のとおり所要額を確保している。

(単位：億円、%)

区 分	平成15年度計画額		平成14年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	76,900	41.6	76,000	46.0	900	1.2
財政融資資金	50,700	27.4	50,300	30.5	400	0.8
郵政公社資金	26,200	14.2				
（郵便貯金資金）	（10,000）	（5.4）	（9,800）	（5.9）	（200）	（2.0）
（簡易生命保険資金）	（16,200）	（8.8）	（15,900）	（9.6）	（300）	（1.9）
公 営 公 庫 資 金	17,800	9.6	19,000	11.5	1,200	6.3
民 間 等 資 金	90,145	48.8	70,239	42.5	19,906	28.3
市 場 公 募	24,000	13.0	19,400	11.7	4,600	23.7
銀 行 等 引 受	66,145	35.8	50,839	30.8	15,306	30.1
合 計	184,845	100.0	165,239	100.0	19,606	11.9

(注) 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。

